

西宮市立留守家庭児童育成センターの利用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立留守家庭児童育成センター条例（昭和63年西宮市条例第81号。以下「条例」という。）第5条及び第6条に規定する西宮市立留守家庭児童育成センター（以下「育成センター」という。）の利用資格、利用申請等に関する事務処理について必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 条例第5条第1項第3号に定める「昼間家庭において適切な育成を受けられないこと」とは、児童に育成センターを利用させようとする保護者（以下「保護者」という。）すべて及び満65歳未満の祖父母が同居している場合はその祖父母が以下の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 昼間に家事以外の労働をすることを常態としていること。「労働をすることを常態としていること」とは、昼間4時間以上（月～金曜日において、勤務終了時刻が午後2時より早い又は勤務開始時刻が午後4時より遅い場合を除く。）居宅外又は居宅内で労働している場合で、かつ、月～土曜日のうち4日以上労働している場合をいう。ただし保護者が休職中の場合は対象外とする。

(2) 8週間以内に出産を予定している者又は出産後8週間を経過しない者

なお、原則として、育児休業中は利用資格を満たさない。ただし、次の場合については、入所を認めることができる。

ア 入所中に保護者が育児休業を取得し、既に入所中の児童の入所の継続を希望する場合。

イ 保護者の産後休暇又は育児休業を要件に、その児童が新1年生となる前月末日まで保育所を利用している場合で、引き続き保護者が育児休業を取得・継続し、児童の入所を希望する場合。

なお、ア及びイによる入所については、

①他自治体で放課後健全育成事業または保育所等での預かり保育を利用していた児童が本市への転入などで引き続き本市育成センターの利用を希望する場合も認める。

②施設の定員に空きがある場合に許可を行うこととし、入所途中で待機が発生した場合、その待機要件が「育児休業」以外の場合、保護者の育児休業を要件に入所している児童は、待機が発生した月の翌月末に退所することを条件とする。但し、その時点で待機が解消されている場合は、この限りでない。

③入所期間は、最大で保護者の出産日から起算して1年を経過する日が属する年度の末日までとする。

(3) 心身の疾病、負傷等により1ヶ月以上の入院が生じた場合、又は児童の健全な育成が困難である旨が記載された医療機関発行の診断書が提出された場合

(4) 親族の介護等により第1号に相当する場合

(5) 職業訓練校等への通学により第1号に相当する場合

(6) その他上記に類すると市長が認めた場合

(利用区分)

第3条 育成センターの利用区分は以下の各号のとおりとする。

(1) 年度を通じた利用（以下「通年利用」という。4月1日から翌年3月31日まで。た

だし、年度の途中の月から利用（以下「途中月利用」という。）を希望する場合は、当該月の1日からとする。）

(2) 西宮市立の学校の管理運営に関する規則（平成20年西宮市教育委員会規則第4号。以下「学校管理運営規則」という。）第7条に規定する春季休業日のみの利用 ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又はこれに準ずる学校の第1学年の当該期間の末日は西宮市立小学校の入学式の前日までとし、第6学年の当該期間の初日は西宮市立小学校の卒業式の翌日からとする。

(3) 学校管理運営規則第7条に規定する夏季休業日のみの利用

(4) 学校管理運営規則第7条に規定する冬季休業日のみの利用

(利用申請)

第4条 保護者は、市長に対して前条に規定する利用区分毎に別に定める申請締切日までに利用申請を行い、利用の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、通年利用において、途中月利用を希望する場合の申請締切日は、当該月の前月20日（当該日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその直前の平日）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合（保護者の入院、保護者の急な就職又は復職、急な勤務時間の変更、転居等）については、随時、利用申請ができるものとする。

4 年度を越えて利用を継続する場合においても改めて利用申請を行う必要があり、利用申請に当たっては、新規申込み時と同様の関係書類を提出しなければならない。

5 その他利用申請の内容に変更を加えるものの申請締切日については、別に定めるものとする。

(提出書類)

第5条 利用申請に当たっては、以下の書類を市長に提出しなければならない。ただし、第4号及び第5号については、育成料の減免及び延長利用を希望する保護者についてのみ提出を要するものとする。

(1) 育成センター利用許可申請書

(2) 利用資格を有することを証明する書類（別表1）

(3) 誓約書

(4) 育成料減免申請書及び児童の属する世帯の所得状況等を証明する書類（別表2）

(5) 延長利用申請書

(利用許可)

第6条 市長は、利用開始日の前日までに西宮市立留守家庭児童育成センター条例施行規則（昭和63年西宮市規則第99号）第5条に基づき、利用申請者に対して育成センター利用許可（不許可）通知書を交付する。

(利用許可の優先順位)

第7条 利用許可の優先順位は、利用申請した育成センター毎、利用区分毎及び申請締切日毎に、当該児童の健全育成に欠ける程度により判断し、その判断基準は、別表3～5のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、1世帯につき2人以上の児童に同時に順位付けを行った場合の最も高い順位の児童を除く児童に係る順位については、最も高い順位の次順位とする。

3 利用許可の優先順位は、前2項に基づき順位付けを行い、その高順位者から順次、決定

するものとする。

4 前項に規定する順位付けは、第1学年から第3学年までに在学している児童及び西宮市立留守家庭児童育成センターにおける高学年障害児受入に関する事務取扱要綱第2条の利用資格に該当する児童（以下「甲」という。）について利用許可の優先順位を決定した後、西宮市立留守家庭児童育成センター条例第5条第1項第2号における第4学年から第6学年までの児童（以下「乙」という。）の利用許可の優先順位を決定するものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、通年利用について利用許可の優先順位を決定した後、第3条第2号から第4号までに規定する利用について利用許可の優先順位を決定するものとする。

（長期休業日の利用）

第8条 第3条第2号から第4号までの利用区分の利用資格は第2条と同様とする。ただし、時間帯は問わないこととする。

（利用辞退等）

第9条 保護者及び同居の祖父母のいずれかが第2条に定める利用資格を失った場合は、保護者は速やかに利用辞退届を市長に提出しなければならない。

2 月の途中に利用許可を取り消した場合又は利用辞退届が提出された場合においても、育成料（月額）の還付は行わないものとする。

（育成料の滞納）

第10条 市長は、保護者が児童1名につき育成料を2ヶ月以上滞納した場合は、条例第7条第2号に基づき利用の許可を取り消し、又は出席を一時停止させることができる。

2 市長は、保護者が育成料を滞納している世帯の児童（以下「丙」という。）の利用申請について、利用の許可をしないことができる。ただし、市長は、指定する納期限までに滞納している育成料について完納が確認できたとき又は分納相談があった場合、利用の許可をすることができる。

3 前項の場合において、利用許可の優先順位は、第7条第4項の甲、同条同項の乙、第2項の丙の順で決定するものとする。なお、丙における利用許可の優先順位については、第7条第1項から第3項まで及び第5項の規定を準用する。

（その他）

第11条 その他この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。

2 指定管理者に育成センターの管理を行わせる場合は、第4条第1項、第5条、第6条、第9条第1項、第10条第1項及び第2項本文中の「市長」とあるものは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 留守家庭児童育成センター利用資格要綱及び留守家庭児童育成センター利用資格に係る事務取扱要領は廃止する。

付 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

利用資格を有することを証明する書類

申請理由	保護者の状況とそれに対する必要書類
就 労	自営業以外の場合 →①事業所の作成した「勤務証明書」(※)
	自営業の場合 →①「勤務証明書」(※) (①及び②～④のいずれか) ②確定申告書の写し ③税務署への開業届 ④その他事業内容が分かる書類
出産の前後	「母子健康手帳」の出産予定日を記入する欄の写し、「出生証明書」の写し、若しくは医療機関が発行する「証明書」
育児休業	「出生証明書」の写し 「勤務証明書」(育児休業を取得される方はその旨記載されたもの) (※)
疾病・負傷等	医療機関が発行する「証明書」
親族の介護等 (要介護3～5)	介護保険被保険者証の写し、申請理由申立書
親族の介護等 (その他)	介護が必要な親族の医療機関発行の診断書、申請理由申立書、介護保険被保険者証の写し等
就労内定	内定事業所が作成した「勤務証明書」ただし、就労後3ヶ月後に勤務証明書を再提出すること
職業訓練校等	在学を証明する書類、授業の時間割が分かる書類等
その他	上記と同様の状態であることを証明する書類

※ 発行から3ヶ月以内のもの

(別表2)

育成料減免申請に必要な書類

- ① 利用年度の前年度分住民税課税額証明書
- ② 生活保護受給世帯→生活保護証明書(写しも可)または「生活保護受給証」の写し
- ③ 市民税課税台帳閲覧承諾書

育成センター利用基準表

(別表3) 利用調整基準表

類型	保護者の状況		基準指数	
就労・就学	正社(職)員・パート・アルバイト・派遣・自営中心者・職業訓練校等	一日8時間以上の就労(就学)	9	
		一日7時間以上8時間未満の就労(就学)	8	
		一日6時間以上7時間未満の就労(就学)	7	
		一日5時間以上6時間未満の就労(就学)	6	
		一日4時間以上5時間未満の就労(就学)	5	
	自営協力者	一日8時間以上の就労	8	
		一日7時間以上8時間未満の就労	7	
		一日6時間以上7時間未満の就労	6	
		一日5時間以上6時間未満の就労	5	
		一日4時間以上5時間未満の就労	4	
内職		3		
出産	要安静	切迫流産等で、要安静と診断された場合	9	
	産前産後8週	産前8週間又は産後8週間以内の場合	6	
疾病・障害等	入院		おおむね1ヶ月以上の入院が必要と診断された場合	10
	居宅内療養	寝たきり	疾病や障害により常時寝たきりの状態にある場合	10
		精神疾患	精神疾患により、保育に著しく支障をきたす場合	8
		安静加療	おおむね1ヶ月以上の安静加療が必要と診断された場合	8
		通院程度	おおむね1ヶ月以上の通院加療が必要と診断された場合	5
	障害	療育手帳A、身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している場合		10
		療育手帳B、身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳2・3級を所持している場合		8
身体障害者手帳4級以下		6		
介護	常時観察介護	入院や寝たきりの同居親族を常時介護する必要がある場合	9	
	施設への付添介護	訓練施設等に通所している児童に保護者の付添いが必要な場合	8	
	その他の介護	上記以外の介護形態の場合	5	
その他	就労内定	各労働類型の指数に準じる	—	
	当該児童の居宅に不在	父(母)の死別・離別、行方不明、単身赴任等	10	
※ 保護者の勤務時間は利用開始予定日における勤務証明書の勤務時間を適用する。				
※ 複数の類型が重複する場合は、基準指数と調整指数の合計がより高くなるいずれか一つを適用する。				

(別表4) 調整指数

区分1	区分2	条件	指数
世帯の状況	両親ともにいない世帯	両親の死亡、離別、行方不明	+5
	ひとり親家庭	父(母)の死別、離別、行方不明等	+1
	児童の障害	申し込みの児童が特別支援学級・学校在籍、療育手帳 または身体障害者手帳を所有している場合	+3
		虐待又はDV等	児童相談所等からの要請により利用に配慮が必要な世帯
就労の理由	産休・育休後復職	産休・育休後すぐ復職する場合	+1
就労実績	18日以上	月の就労が18日以上	0
(※1)	18日未満	月の就労が18日未満	-1
職種	保育士又は指導員	西宮市内の認可保育所等に勤務する保育士又は西宮市内 で放課後児童健全育成事業に従事する指導員	+1
児童の学年	1年生		+1

※1 就労実績は勤務証明書の就労実績による

優先順位の判定は、保護者のそれぞれについて別表3基準指数にあてはめて得られた指数と、別表4調整指数に

該当する指数を合算し上位の者を優先する。同一指数の場合はさらに別表5の(1)から順に判定する。

(別表5)

(1) 児童の障害		
特別支援学級・学校在籍、療育手帳または身体障害者手帳所有	高	低
(2) 児童の学年による優先度		
1年生	高 低	
2年生		
3年生		
4年生		
5年生		
6年生		
(3) 世帯の状況		
ひとり親家庭である。	高	低
(4) 別表1のみの指数		
指数が高い	高 低	
指数が低い		
(5) その世帯の平均勤務日数の多い順とする。		
(6) その世帯の勤務証明書における一日の平均勤務時間の長い順とする。		
(7) その世帯の育成センターの開所時間中に勤務している時間の多い順とする。		
備考		
※入所可能数を超過して同点の者がいる場合は抽選とする。		